

19 定住促進等の補助金

その他 —

- 現在、音別町・阿寒町にある定住促進に関する補助金は、次のとおりとします。
 - ①音別町の持ち家促進奨励助成制度は、合併後3年を目途に廃止します。
 - ②阿寒町の制度は平成15年3月をもって廃止しましたが、定住年数等を満たした支給要件が発生しているものについては、平成19年3月まで支給を継続します。
- まちづくりに関する補助金・地域振興に関する補助金は一本化します。

20 地区会館等の設置状況と補助

統合 合併時

- 建設、運営等に対する補助は、「釧路市」の基準により新市に引き継ぎます。(建設費の1/3補助(上限250万円)、運営費規模に応じ35～100千円)

21 防犯灯の設置補助等

再編 経過措置3年程度

- 6市町村で設置、維持の補助基準、また都市部と山間部との地域的環境の違いがありますので、当面は、現行制度を地域ごとに存続させ、新市で地域格差を考慮した補助要綱を作成します。

22 町内会組織等の補助

再編 経過措置3年程度

- 補助金制度は、当面現行制度を存続させ、新市で地域差を考慮に入れながら再編します。
- 町内会組織と行政との連携のあり方等について、地域の実情を踏まえ新市で検討します。

23 指定避難場所と緊急支援物資保管

その他 合併時

- 6市町村それぞれが地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設は、新市に現行のまま引き継ぎます。
- 雌阿寒岳火山防災計画は、合併前に組織の再編を含めた協議の上、一本化し新市に引き継ぎます。

24 道路の除雪と冬の路面対策

調整猶予 猶予期間5年程度

- 6市町村とも道路交通の安全性を確保するため、幹線道路を優先し迅速な除雪作業に取り組んでおり、新市においても地域特性に十分配慮しつつ柔軟に対応するとともに、当面の間、現行除雪水準を維持します。
- 除排雪体制は、交通量の多い都市型の除雪や牛乳集荷時間を見据えた酪農地帯での除雪などそれぞれの地域特性により異なり、急激に一本化することは難しいことから、新市においても現行の拠点施設を維持し、随時調整しながら除排雪体制の強化を図ります。
- 6市町村の実態を踏まえた上で、新市においては除雪作業初動の降雪量を10cmとするとともに、直営除雪体制や民間借上げ車両数・委託料など現行で相違のある除排雪の対応を調整することとし、その猶予期間を5年程度とします。

区 分		釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
								合併時	猶予期間後
除雪作業 初動降雪量	幹線道路	10cm	10cm	15cm	8cm	10cm	5～10cm	現行 どおり	10cm
	生活道路	15cm	10cm	15cm	10cm	10cm	5～10cm		10cm

※平成15年4月1日現在

25 下水道受益者負担金

統合 合併時

- 現在の負担区ごとの単価をそのまま設定し、賦課・徴収します。
また、納付方法は年4回(7月・9月・11月・1月)、納付期間は5年間としますが、従前の納付方法が適用されるものは終了まで適用します。
- 減免基準は、「釧路市」の基準を基本に地域の特殊性を考慮して定めます。

26 市町村営住宅の入居資格と使用料

統合 経過措置4年程度

- 入居資格基準・消費税の取扱い・納入方法は、6市町村に違いはなく現行どおりとします。
- 使用料(家賃)規定は、公営住宅法による算定基準に基づき一本化されることとなりますが、使用者の急激な負担増を避けるため、使用料の値上げに係るものについては、4年程度の据え置きを行います。
- 敷金規定・使用料減免規定は、「釧路市」の基準(敷金2月分、減免措置有)をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。

27 市町村営住宅使用料の収納

統合 合併時

- 他の収納業務との総合的な調整が必要ですが、「釧路市」の委託方式(勸釧路市住宅公社に委託)をベースに収納業務の効率化と収納経費の節減を図ります。

28 地方バス路線の補助

統合 合併時

- 6市町村とも国、道の基準に基づく同一内容で実施していますので、合併時に統合します。
- 現在の生活交道路線については、新市後も補助対象となります。

② 保健・福祉・医療に関すること

23項目

29 重度障害児(者)の交通費助成

統合 合併時

- 現行の6市町村の助成対象者は継続助成を行い、対象者の拡大を図ります。
- 助成内容は、「釧路町」の制度で一本化します。
(タクシー補助券・バス回数券・ガソリン補助券のいずれか1種類を利用者が選択できます。)
- 助成金額は、「白糠町」の制度で一本化します。
(年間、1人12,000円となります。)

釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市(合併時)
9,400円/年	8,000円/年 タクシー補助券・バス回数券・ ガソリン補助券から 1種類を選択	町立病院までの 通院費を助成	6,000円/年	12,000円/年		12,000円/年 タクシー補助券・バス回数券・ ガソリン補助券から 1種類を選択

※平成15年4月1日現在

30 障害児(者)の援護旅費助成

統合 合併時

- 「釧路市」の制度で一本化して新市に引き継ぎます。
【対象者が選択できるのは「鉄道賃・バス料金・ガソリン代」で年6回までとなります。】

31 特別障害者手当

統合 合併時

- 国及び道の施策に基づき実施していますので、現行のまま新市に引き継ぎます。

32 日常生活用具の給付・貸与

統合 合併時

- 現行のまま新市に引き継ぎます。

33 補装具の給付と修理

統合 合併時

- 国及び道の施策に基づき実施していますので、現行のまま新市に引き継ぎます。

34 緊急通報体制等の整備

調整猶予 —

- 当面は各市町村の現行体制で対応します。
- 第1通報先を「消防」に統一することについて、新市で検討を行います。

35 敬老祝金

再編 合併時

- 基本的に合併時に再編します。
- 支給対象者を見直し、再編整備することが必要ですが、地域の特殊性に配慮しながら、段階的に節目の祝金として調整します。
[88歳(米寿)5万円/99歳(白寿)5万円/100歳5万円/101歳以上5万円(毎年)]

釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町	新市	
						合併時	経過措置後
77歳 10,000円 88歳 30,000円 99歳 50,000円 100歳以上 10,000円 (商品券)	77歳 30,000円 88歳 50,000円 99歳以上 100,000円	80歳 10,000円 (商品券) 90歳 20,000円 (商品券) 100歳 100,000円	70歳以上 15,000円	80歳 20,000円 88歳 30,000円 99歳 50,000円 100歳 100,000円 101歳以上 20,000円 (80歳・88歳・101歳以上は 商品券)	75.76歳 15,000円 77歳以上 20,000円	現 行 ど お り	88歳 50,000円 99歳 50,000円 100歳 50,000円 101歳以上 50,000円 (毎年)

※平成15年4月1日現在